

収入印紙
- 3万円 -
消印しないこと

日行連受理印

単位会受理印

様式第1号 (第2条関係)

行政書士登録申請書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会
会長

殿

氏名

印

行政書士法第6条第1項により、行政書士の登録を受けたいので申請します。

ふりがな		性別	男 ・ 女				
氏名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日				
属性	<input type="checkbox"/> 個人開業 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の社員 <input type="checkbox"/> 行政書士の使用人 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の使用人						
本籍							
住所	(〒 -)	TEL	()				
事務所の名称	※1 (法人番号:)						
事務所の所在地	(〒 -)	TEL	()				
※2 主たる事務所の所在地	(〒 -)	TEL	()				
資格	行政書士試験合格	都道府県	年度 第 号				
	その他資格	<input type="checkbox"/> 行政書士法第2条第 号該当 <input type="checkbox"/> 昭和26年法律第4号附則第2項該当					
行政書士以外の類似資格	1. 弁護士	2. 弁理士	3. 公認会計士	4. 税理士	5. 司法書士	6. 建築士	7. 調査士
	8. 社労士	9. 宅建士	10. 測量士	11. 不動産鑑定士	12. 海事代理士	13. その他	
過去の行政書士登録	有 ・ 無		過去の特定行政書士付記	有 ・ 無			

(備考) ※1. 既存行政書士法人の社員又は使用人となる場合のみ記載すること。
※2. 属性が社員又は使用人であり、所属又は勤務する事務所が行政書士法人の従たる事務所である場合のみ記載すること。
注1: 未設立行政書士法人の社員は、設立予定である法人事務所の名称及び所在地を記載すること。
注2: 現金納付に係る領収証書による場合は裏面に貼り付けること。(2カ所に割印して提出すること。)

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

添付書類	単位会会長意見書		資格を証する書面		誓約書	
	戸籍抄本		職歴の補足資料		登記されていないことの証明書	
	住民票		学歴証明書		法第2条の2第二、三号証明書	
	履歴書		合同・共同事務所届出書		本人の写真	

決裁	会長	副会長	委員長	委員		
点検	局長	次長	課長	係長	課員	

受付番号 ()

~			
~			
~			
~			
~			

行政書士事務所	
所在地	市区町村名のみ [事務所から自宅までの所要時間(利用交通手段は不問) 約 分]
形態	1. 自宅兼事務所 2. 自宅以外の独立事務所 3. 共同・合同事務所 4. 法人内事務所 注) 共同事務所…行政書士が複数で、同一室内に事務所を設置する場合 合同事務所…行政書士が他士業者と、同一室内に事務所を設置する場合
使用权	1. 自己所有 2. 親族所有 3. 賃貸借契約 4. 使用貸借契約
行政書士業務の遂行について	
行政書士法第6条の2第2項第1号には該当せず、行政書士の業務を行うことに支障ありません。	
上記のとおり相違ありません。	
令和 年 月 日	
氏 名 印	
注) 提出日を記入し、自筆署名のうえ、申請書と同一の印を押すこと。	

※申請書類に重大な偽りの記載をした場合は、登録を取り消されることがあるので注意すること。

(行政書士会) 受付欄

誓約書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

会 長 殿

住 所

事務所所在地

（予 定）

氏 名

（自 署）

㊟

私は、この度行政書士の登録申請をするにあたり、次のことを誓約いたします。
違背した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。

- 1 私は、行政書士法第 2 条の 2 第三号から第八号までに定める事項のいずれにも該当いたしません。
- 2 この度の行政書士登録申請については一切の偽りその他不正手段によるものではありません。
- 3 私は、行政書士法及び関係法令並びに貴会の会則その他規則を遵守することを誓約し、会員名簿（貴会会則第 7 4 条の 3 に基づき、事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表に関する規則第 2 条第 3 号に定めるものをいう。）に掲載されることを承諾いたします。

《参照》 行政書士法

（欠格事由）

第 2 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

- 一 未成年者
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 破産者で復権を得ないもの
- 四 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に刑に処せられた者については 2 年）を経過しないもの
- 五 公務員（特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む）で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に当該処分を受けた場合は 2 年）を経過しない者
- 六 第 6 条の 5 第 1 項の規定により登録の取消し処分を受け、当該処分の日から 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に当該処分を受けた場合は 2 年）を経過しない者
- 七 第 14 条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に当該処分を受けた場合は 2 年）を経過しない者
- 八 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、弁理士、税理士、司法書士若しくは土地家屋調査士の業務を禁止され、又は社会保険労務士の失格処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から 3 年を経過しない者

[書式 13]

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会
会 長 殿

登録申請者
住 所 _____
事務所
所在地 _____
事務所電話番号 _____

氏 名 _____ (印)

共 同
事務所届出
合 同

下記のとおり共同・合同事務所を設置いたしますので届出します。

記

1 事務所所在地

2 事務所設置者名

資 格	氏 名	印又は職印	備 考

3 事務所諸経費の分担方法

以上

